【令和7年4月から】児童発達支援の支給量(目安)の見直しについて(変更)

杉並区では、児童発達支援の利用にあたり、年齢ごとに一月あたりの支給量(目安) を定めてきたところですが、この年齢ごとの一月あたりの支給量(目安)を見直すこと としました。

令和7年4月からの児童発達支援の利用については、児童の心身の状態や保護者の利用意向などを踏まえ、個々の利用予定日数に応じて、支給量(支給日数)を決定します。

これからは、年齢ごとに支給量(目安)を設けるのではなく、子どもの発達課題を踏まえながら、利用により見込まれる効果を相談支援事業所(児童発達相談係)と確認した上で、児童発達支援の利用予定日数を児童支援利用計画案に記載の上、個別に支給量(支給日数)を決定します。

【変更前(令和6年度)】

一月あたりの支給量(目安)

年齢	支給日数
0~1 歳児	5 日
保育園、幼稚園等に在園している2歳児	5 日
保育園、幼稚園等に在園していない2歳児	9 日
保育園、幼稚園等に在園している3~5歳児	9 日
保育園、幼稚園等に在園していない3歳児	19 日
保育園、幼稚園等に在園していない4~5歳児	23 目

【変更後(令和7年度~)】

児童の心身の状態や保護者の利用意向などを踏まえ、個々の利用予定日数に応じて、 支給量(支給日数)を決定する。

【スポット利用と複数事業所の併用の考え方】

杉並区では、児童発達支援の利用にあたり、児童支援利用計画及び個別支援計画に基づき、子どもの発達課題に対する支援目標を設定し、同じ(1つ)事業所で総合的に支援していくことを基本と考えています。

スポット利用と複数事業所の併用については、事業所の療育方針等により、各事業所で受入れを判断しますが、具体的な利用にあたっては、子どもの発達課題を踏まえながら、利用により見込まれる効果を相談支援事業所(児童発達相談係)とともに検討していきます(支給日数の範囲内)。